６月定例教育委員会議事録

１　開催日　　令和８年６月19日（金）

２　会　場　　本庁舎　７階　会議室７Ａ

３　開　会　　午後３時30分

４　出席委員　　羽田明夫　教育長
外山敬三　委員（職務代理者）
増田徹哉　委員
古谷光子　委員
小林香代子委員

５　会議出席者　杉山佳丈　　教育部長
嶋　美津子　学校福祉部長
長谷川貴紀　教育政策課長
福田陽子　　学校教育課長
新村宏美　　教育センター所長
豊島利之　　学校給食課長
平田泰之　　図書課長
山田宗則　　子ども支援課長
下村千鶴子　家庭支援課長
増田善成　　生きがい・交流政策課長
岡本　真　　国際交流課長
守屋綾子　　子ども支援課総務担当係長
書記　安藤隆行　教育政策課総務担当主幹兼庶務担当統括主幹

６　議　事　　別紙のとおり

	【午後３時 30 分開会】
羽田教育長	皆さん、こんにちは。 本日は、お忙しい中、６月定例教育委員会に御出席いただき、ありがとうございます。 学校訪問が６月の下旬から始まっていきますので、教育委員の皆様にもご参加いただき、子ども達の様子を見ていただきますのでよろしくお願いします。 本日の議事録署名人は「増田委員」と「古谷委員」となりますので、よろしくお願いいたします。 それでは議事に入ります。 本日は、生きがい・交流部の案件から始めます。 まず、その他の１番、「姉妹都市短期学生派遣の「結団式」を開催」について、国際交流課長より説明をお願いします。
岡本国際交流課長	資料はございません。口頭で報告させていただきます。 焼津・ホバート友好協会の事務局を担当しております焼津市国際交流課の岡本と申します。よろしくお願いします。 本日は、今年度の姉妹都市ホバート市への短期学生派遣に関する結団式について、ご報告します。 今年度もオーストラリア・タスマニア州ホバート市への短期学生派遣を実施いたします。選考の結果、派遣学生は高校生 14 名、中学生６名の計 20 名で、引率教諭１名、引率職員１名を加えた計 22 名を派遣します。 派遣期間は７月 27 日（月）から８月４日（火）までです。主催は焼津・ホバート友好協会です。 派遣を前に、短期学生派遣の「結団式」を７月１日（水）午後６時 30 分から焼津市役所本庁舎１階会議室１Ｂで開催し、参加学生と引率教員がそれぞれ意気込みを表明します。 短期学生派遣では、現地での学校訪問やホームステイなどを通じて異文化理解を深めるとともに、参加学生の自主性や国際感覚の育成を重視しております。 また、安全管理や健康面の対策を徹底し、保護者と連携して万全の体制で臨みます。説明は以上です。
羽田教育長	説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	（質疑なし）

羽田教育長	次に、報告事項に移ります。 報告事項の１番、「新たな豊田地域交流センターが完成～多世代交流の新拠点がオープン～」について、生きがい・交流政策課長から説明をお願いします。
増田生きがい・交流政策課長	報告事項の資料１ページをお願いします。 新しい豊田地域交流センターの完成について説明させていただきます。 昭和 55 年の建設以来、長きにわたり地域に親しまれてきた豊田地域交流センター（旧豊田公民館）は、地域の皆様をはじめ、関係する多くの皆様のご理解とご協力により、この度、新たな豊田地域交流センターとして建て替えを終え、この７月１日にオープンする運びとなりました。 新しいセンターは延べ床面積が 1,500 ㎡となり、市内で９カ所目となる子育て支援センター「とよのわ」を併設し、親子が交流できる空間をつくったほか、多目的に使用できる憩いの芝生広場や、太陽光発電や自家発電装置の設置、雨水対策としての地下貯留槽の導入をするなど、「賑わい・交流の場」「生涯学習・健康・福祉・子育ての場」「防災拠点」として、永く地域の皆様に親しまれ、活用いただくべく整備をしました。 この新地域交流センターの完成・オープンにあたり、来週 27 日（土）午前 10 時から完成記念式典を市長、教育長、地元自治会役員はじめ、地域の皆様、関係の皆様にご臨席をいただき開催します。 また、完成記念式典終了後には、地元豊田出身で、やいづまちなかミュージックアンバサダーの松田栄作さん、市商工観光課職員でシンガーソングライターでもある牧野憲人さんのよるライブイベントも実施します。 来月の３日(金)には、記念講演会として、静岡大学教育学部長の鎌塚優子さんをお招きし、ご講演をいただくことになっております。 いずれも会場は新豊田地域交流センターになります。 以上、生きがい・交流政策課からのご報告となります。よろしくお願いします。
羽田教育長	説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	（質疑なし）
羽田教育長	それでは、「国際交流課長」、「生きがい・交流政策課長」につきましては、ここで退席となります。ありがとうございました。

	次に、報告事項の２番、「最近の小中学校の状況について」、子ども支援課長から報告をお願いします。
山田子ども支援課長	資料の２ページをお願いします。 前回もお伝えしたとおり、本年度から県の調査の仕方が変更になったため、本年度と昨年度のデータを単純に比較することができません。そこで、本年度からは、長期欠席児童生徒の状況を、本市の取組（心の教室・チャレンジ教室・学校福祉部の取組）の実績や成果を中心に報告いたします。 なお、県教委では、不登校児童生徒数は、文科省の発表前には公開していないとのことなので、本市においても、県教委に準ずることとしました。ご承知おきください。 まず、長期欠席児童生徒の状況を報告いたします。 （１）「心の教室」（校内教育支援センター）の活用状況についてですが、小学生の利用者 41 人で、昨年度の５月時点（31 人）よりも 10 人増えています。中学生は 69 人と、多くの生徒が活用しており、こちらは昨年度（70 人）と比べてあまり変化はありませんでした。 本年度から、この「心の教室」においては、市で任用した相談員の勤務時間を、全校１日６時間にしたことで、児童生徒が午後の時間帯も、自分の決めた計画をもとに、安心して活動できております。今後も、子ども達の学びの場の選択肢として、学校にも活用を呼び掛けてまいります。 次に、（２）の校外教育支援センターの３つのチャレンジ教室の活用状況についてですが、こちらは小学校が 16 人、中学校が 25 人と、共に昨年同時期の、11 人と 12 人に比べて大きく増えております。こちらも、市内３つのチャレンジ教室が、それぞれの特色を生かしながら、学校に足が向かない児童生徒の居場所として、社会的自立を図るための支援を行っております。 続いて、（３）の我々学校福祉部とのつながりについてですが、こちらは、児童生徒本人や、学校、家庭への支援も含めた情報交換等を行った件数を載せてあります。小学校は 57 人、中学校は 55 人と、昨年よりも大幅に増加しております。これは、学校が積極的に校外の機関と連携して支援にあたろうと考えていること、また、本年度から学校福祉部の職員も、心理士や相談員を増員して支援に取り組んでいることが要因と考えます。引き続き、子ども支援課と家庭支援課が様々な機関と協力して、多くの職員で学校と情報共有しながら、相談業務に加え、福祉的な面からも支援を行っていきます。 そして、（４）の本年度の状況についてですが、５月現在で、昨年度不登校で、本年度も在籍している児童生徒数は、小学校が 151 人、中学校が 257 人となります。そのうち、本年度５月までの欠席日数が 30 日未満の

	児童生徒数は、小学校で 115 人、中学校が 190 人であり、さらにそのうち 10 日未満の児童生徒数は、小学校で 75 人、中学校で 82 人となります。また、「心の教室」等の、別の居場所に登校していることで、欠席が 30 日に満たない児童生徒、言い換えますと、現在不登校が解消されている状態にあるのは、小学校で 18 人、中学校で 38 人となっております。校内だけでなく、チャレンジ教室などの関係機関に、定期的に通学、通所できる児童生徒が増えるよう、学校福祉部も学校を支援していきたいと思います。 　続いて、２．問題行動の状況でありますが、５月は小学校が 44 件（昨年 49 件）で５件減少しましたが、中学校は 78 件（昨年 52 件）と 26 件の増加でした。小学校の内容については、「生徒間暴力」が最も多く、「冷やかしやからかい、悪口など」が次に多い要因でした。中学校については、「冷やかしやからかい、悪口など」が最も多く、続いて「生徒間暴力」、「素行不良」が主な要因となっております。具体的な「生徒間暴力」は、些細なトラブルからけんかになったり、暴力をふるったりする、嫌がることやからかうことを言われたことに腹を立て暴力をふるう、などがありました。「冷やかしやからかい悪口など」は、嫌なことを言う、相手の態度に腹を立て暴言を吐く、などがありました。なお、中学校では、「オーバードーズ」も１件報告されました。 　次に３．交通事故・不審者において、交通事故の状況ですが、中学生で３件報告がありました。このうち２件が、下校後に自転車に乗って出かけた際の車との接触事故でしたが、どちらも、救急搬送されるような大きなケガはありませんでした。しかし、学校は保護者と連絡を取りながら、該当生徒だけでなく、全校に交通安全の呼びかけを行っております。 　また、不審者情報ですが、１件ありました。中学生が下校時に、男性からスマートフォンを使って動画を撮られたといったもので、大きな被害は報告されておりませんが、引き続き、注意喚起を行ってまいります。 　次に、４．「いじめ問題への対応」について報告いたします。資料の３ページをお願いします。 　まず、小学校の状況でありますが、５月の認知件数は 22 件でした。昨年度（23 件）とあまり増減はありませんでした。発見のきっかけは、本人および、本人の保護者からが多くありましたが、担任からのものもありました。いじめの状況は、「冷やかしやからかい、悪口などを言われる」「かるくぶつけられたり叩かれたりする」などでしたが、いずれも担任や学年職員から適切な指導をして、見守りを続けております。 　次に、４ページをお願いします。 　中学校の状況ですが、５月の認知件数は 39 件でありました。昨年度（28 件）よりも 11 件増加しております。学年は先月同様、中１男子で多くな

	っております。「発見のきっかけ」についても、小学校同様、保護者からの訴えも多いですが、やはり担任と担任以外の職員からのものも多くなっています。各校で早期に発見していることが読み取れます。いじめの状況ですが、「ひやかしやからかい、嫌なことを言われる」が主なものでした。こちらも、担任や関係職員ですぐに対応し、解消に向けて取り組んでおります。先月末には、校長会でも、発見のきっかけの集計を伝え、子ども達の様子をよく見て、積極的にいじめを認知し、解消していくよう、職員への働きかけをお願いしたところです。 次に、口頭での報告となりますが、いじめ重大事態の被害児童生徒の今月の様子、対応について報告させていただきます。 小学校６年生の児童Ａさんですが、現在フリースクールやスイミングには、定期的に通っております。 母からは２週間に一度程度メールで近況報告がありまして、担任や教頭がそれに対して返信を行っております。 本課の指導主事が加害児童の状況を見に行くなど、今後も学校とともに家庭と連絡を取り合っていきます。以上になります。
羽田教育長	説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
小林教育委員	１点は、資料の２ページの学校福祉部とのつながりで、様々なところと連携していることで、早期に対応していただいており感謝しておりますが、卒業した小学校や中学校との連携も行っているかお聞かせいただければと思っています。 あと、それに関して２番の問題行動と同じではないかと思っておりまして、中学校がだいぶ増えているという話がありましたけれども、これも中１ギャップといったところが原因になって表れているのかお聞きかせいただければと思います。
山田子ども支援課長	小学校が中学校と連携しているかにつきましては、小学校６年生が中学校１年生になる昨年度末の段階で、ご家庭の様子、又は子ども達の心配の表れについては、中学校の職員と情報交換の場を持って伝えております。 また、本課に関わりのある子ども達については、相談員、又は本課の職員が昨年度の状況の資料を見てから中学校に行って支援を行ったり、それを受けて家庭に入ったりということをしております。 それについては、本課の中でも情報交換を週１回行って、進捗状況を確認しております。

古谷教育委員	心の教室に入られる生徒さんは、先生からの勧めで入られるのですか。それとも、自発的にこの教室に行くのですか。
山田子ども支援課長	今、委員が言われたとおり、子ども達から自分で入る場合もありますし、授業であれば、担任の先生や教科担任の先生に伝えて心の教室に行く場合もあります。従いまして、あまりハードルが高くなく、すぐにすっと行けるような場所になっています。
古谷教育委員	少し前、静岡新聞に社会学者の上野千鶴子さんの記事がありましたが、高校生でスクールカウンセラーに悩み事を相談しないということが書かれていました。なぜかというと、「そんなかっこ悪いことできない。」、「カウンセリングを受けてることを人に知られたくない。」、そのようなことが原因であると書いてありました。小中学校の場合は、まだそこまでいっていないのでしょうか。 例えば、心の教室にお友達が行っていても、それに対して何か揶揄するようなことであるとか、そういう問題はないのでしょうか。
山田子ども支援課長	自分の経験を少し交えてお伝えさせていただきますと、小学校の場合は、今おっしゃったようにあまりハードルが高くなく、ちょっと行くの恥ずかしいっていうところはあまりないような感じがします。 しかし、女子児童や、あと高学年になってくると気になるところもありますので、わざと授業中に行ったりするということは確かにあります。 また、相談を言いづらい児童は、学校によって場所が様々かもしれませんが、ポストみたいなのを設置し、そこに相談事を入れてもらうところがありまして、その中の相談事を相談員の方々が見て内容を確認し、いつでも来てねというふうにお返事を書くなど、周りに見えないように対応するということも行っています。
古谷教育委員	わかりました。工夫してくださっており安心しました。
羽田教育長	子どもによって、いろいろかなと思います。女の子の方が成長は早いため、小学生でも今言ったように少し気になるところもあったり、中学校でもそういう子はいるかなと思います。 また、先生達が、少しつらそうだねというか、このまま教室にいると、なんか休んでしまうのではないかという状況もあったりするため、そういう時に、心の教室に行ってみるっていう声かけをすることもあるのではないかと思います。私の印象としては、心の教室、いわゆる別室へ行くハードルが低くなってきてるというか、正直、先生方にもあまり行かせたくな

	く、教室にいた方が安心という方が、特にベテランの先生の中で、そこに行ってしまうともう戻って来なくなり、毎日そこへ行ってしまうのではないかと悪い意味ではなく、教室にいてもらい一緒にやりたいという思いから、そういう先生方もまだまだいると思います。しかし、それがだんだん取れてきてるというか、先生方も別室へ行くことをマイナスに捉えないという意識が少しずつ広がってきたという感じはあります。 特に、小学校は５月までで 10 人程増えていますが、それは先ほど言った影響もあるかなと思います。中学の方は、以前からそういう使い方をしてきているので、変わらないんだと思いますが、30 日以上入っている生徒が、昨年の１人から 11 人に増えており、長くいる状態になっているため、心の教室は浸透してきてる雰囲気はあると思います。
増田教育委員	その部屋の呼び方は、先生も児童生徒も心の教室と呼んでいますか。
山田子ども支援課長	学校によって様々であり、各校が工夫して呼んでいます。
外山教育委員	チャレンジ教室の利用の仕方ですが、最初は週に１回か２回位から始めて、それからだんだん増やしていって最終的には毎日通うようになるのですか。それとも、各自バラバラなのかその辺の傾向を教えて下さい。
山田子ども支援課長	最初は体験で行き、そして、こんなところかなという感じをつかみ、入級します。その後の入級の感覚ですが、毎日通う子は毎日行っておりますし、週１回通っている子、週２回程度の子、また不規則に通う子もおります。従いまして、それぞれが計画を立てて通っている状況です。
羽田教育長	その他、御意見・御質問、ありますでしょうか。 よろしいでしょうか。 次に、学校教育課長より説明をお願いします。
福田学校教育課長	資料の５ページをお願いします。５月の連休明けから各種学校訪問が始まり、新任校長校訪問で６校、人事管理訪問で５校の学校訪問を行いました。どの学校も、「焼津市教育大綱」の理念や「学校教育の重点」をもとに、各校長の思いを乗せた学校経営方針を立てています。まずは、安心できる環境をつくり、子どもの主体性を大事にし、それを伸ばしていくために、どのような取り組みをしようかと考えているところはどの学校も共通していると感じています。

	各教員も、各校の目指す研修テーマに沿った授業づくりを意識して取り組んでいる様子が伺えました。 また、一人一台端末の chromebook を使う場面も目にしますが、これまでの GIGA スクール推進室の学校訪問研修等の効果もあり、授業での活用は、自分が調べたい事柄が出てきた時に、自由に端末を使って調べたり、自分の考えを整理するときに、ノートの代わりに端末を使ってまとめたり、画面を見せながら友達と意見交換したりするなど、子ども自身が、必要に応じて使う機会が増えてきています。GIGA スクール推進室の指導主事をゲストティーチャーとして、小学１年生の GIGA 開きを早速行った学校もあります。 本年度も、授業での効果的な端末の利活用が進むよう、各学校での取り組みの良さを共有し、すべての教員が授業を中心とした学校生活で積極的に ICT を活用することを目指していきます。GIGA スクール推進室指導主事による学校訪問研修も引き続き行っていきます。 次に、行事等について報告します。 小学校の運動会、中学校の修学旅行等、６月初旬までに計画されていたものは、予定通り実施されました。台風の影響があった６月３日に修学旅行の２日目、３日目という中学校が２校ありましたが、予定を変更することなく無事に行ってくることができました。 小学校では、１校が６月に焼津青少年の家にて４年生の宿泊学習が予定されています。カヌーやキャンドルファイヤーなどを楽しむ中で、自分のことは自分でやることを経験したり、仲間とのきずなを深めたりしてくることと思います。他の学校は秋に計画されています。 昨年度は、もう数校、この時期にやった学校がありましたが、今年度は6月には1校のみ、他は9月、10月に計画をされております。 ７月２日には、大井川西小学校にて市長と語る会が計画されています。また、今月末から（３）の市教委訪問が始まります。委員の皆様にも午後からご参加いただくことになっております。予定の方は先ほど少し変更があることをお聞きしましたので、別途通知でお知らせをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。私からは以上となります。
羽田教育長	説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	（質疑なし）
羽田教育長	次に、報告事項の３番、「令和８年６月市議会定例会一般質問について」、教育部長より説明をお願いします。

杉山教育部長	報告事項（当日配布資料）の冊子の６ページを御覧ください。 ６ページは、目次として議員ごとの質問題目を記載したものとなりますが、今回の市議会定例会にあっては、教育委員会関連として２人の議員から質問がありました。７ページ、８ページは議員ごとの一般質問の通告内容となっております。９ページ以降は、議員の質問それぞれに対する教育長答弁を掲載しております。 ９ページを御覧ください。 初めに、深田ゆり子議員からの質問となります。 深田議員からは、「学校給食無償化（学校給食費負担軽減制度）～非喫食者支援（食物アレルギー対応、代替弁当補助）及び食材費支援と学校給食センター再編計画の見通し」として、３項目の質問があり、教育長が答弁しました。 はじめに、「質問項目の（１）食物アレルギーへの対応」に関する質問のうち、「ア　食べられないアレルギー食品とその児童・生徒数」及び「イ弁当持参の児童・生徒数」については、右側答弁文章の２をご覧ください。 「初めに、食物アレルギーへの対応のうち、小麦、乳(にゅう)、卵など特定原材料等 29 品目を含んだ食品により、食物アレルギーがあり、給食を食べないことを申し出ている児童生徒は９人で、その９人が弁当を持参しております。」と答弁しました。 次に、質問項目の「ウ　食物アレルギー対応マニュアルの周知及び公開」については、右側答弁文章の３をご覧ください。 「次に、食物アレルギー対応マニュアルについては、各学校に周知しており、アレルギー対応が必要な児童生徒の保護者に対して、各学校の養護教諭等がマニュアルに基づき丁寧に対応しております。」と答弁しました。 次に、「質問項目の(2) 非喫食者支援～学校給食代替弁当補助金等」に関する質問の「ン　非喫食者支援の本市の方針及び周知、公開」については、右側答弁文章の４をご覧ください。 「次に、給食費無償化に伴う非喫食者への支援については、国から非喫食者も支援対象として示されており、今後、国の給食費負担軽減事業の実施主体である静岡県から、非喫食者の支援範囲や支援内容が示されますので、それに基づいて対応してまいります。」と答弁しました。 次に、「質問項目の(3) 食材費支援と学校給食センター再編計画の進捗状況」に関する質問のうち、「ア　一食当たりの主食費、副食費、牛乳は、それぞれいくらかになるか」については、右側答弁文章の５と６をご覧ください。 「次に、1 食あたりの食材費ですが、学年によって違いがありますが、平均値として、主食費は、小学校は米飯 117.5 円、パン 66.1 円、麺 103.2

	円、中学校は米飯 149.9 円、パン 74.8 円、麺 118.8 円、牛乳は、小中学校ともに 70.5 円であります。 副食費は、食材費から主食費と牛乳代を除いた額となります。」と答弁しました。 次に、質問項目の「イ　学校給食センター再編計画と整備の具体的構想案やスケジュール等進捗状況」については、右側答弁文章の７をご覧ください。 「次に、学校給食センターの再編については、令和２年２月に策定した「給食センター再編方針」に基づいて、候補地や事業手法の調査、研究、検討を行っております。」と答弁しました。 10 ページを御覧ください。 次に、藤岡雅哉議員からの質問となります。 藤岡議員からは、「GIGA スクール導入５年を経過して」として、２項目の質問があり、教育長が答弁しました。 はじめに、「質問項目の（１）GIGA スクール導入５年における評価と課題について」に関する質問のうち、「ア　これまでの５年間における GIGA 端末の活用についてどのように評価しているか」については、右側答弁文章の２をご覧ください。 「初めに、GIGA スクール導入５年における評価と課題のうち、GIGA 端末の活用の評価についてでありますが、第一に児童生徒が端末を活用することによって、学習意欲が向上していることが挙げられます。 また、児童生徒個々が追究する内容や方法を自分で選択して学ぶことができ、「個別最適な学び」に結び付いていると考えております。 さらに、端末に書き込んだ児童生徒個々の考えを互いに共有・比較することも行いやすいため、「協働的な学び」にもつながっており、学習指導要領が目指す資質・能力の育成に一定の成果を上げていると認識しております。」と答弁しました。 次に、「質問項目のイ　児童生徒の利用・教職員の活用・保護者の声などはどのように把握しているか」については、右側の答弁文章の５をご覧ください。 「次に、児童生徒及び教職員の利活用の把握方法についてでありますが、児童生徒を対象としたアンケート調査を年２回、教職員を対象としたアンケート調査を年１回実施しております。 さらに、GIGA スクール推進室の指導主事が、全ての小中学校へ定期的に訪問し、授業での活用場面を視認するとともに、教職員が抱える困りごとやニーズを直接、きめ細やかに聞き取っています。 また、保護者の皆様からの声については、各学校が日々の教育活動や面談などを通じて聞き取ったご意見などを、教育委員会と学校とで共有して

	おります。」と答弁しました。 11 ページを御覧ください。 次に、「質問項目のウ　導入後５年間において、どのような課題が整理されたか」については、右側の答弁文章の８をご覧ください。 「次に、５年間で整理された課題についてでありますが、ハード面では、端末の故障数の増加やバッテリーの劣化という課題がありますが、今年度の端末の更新によって解消される見込みであります。 ソフト面では、さらに指導の効果や運用の質を高めるため、端末は、児童生徒の資質・能力の向上を図るための一つの道具であり、端末の活用を含めた教師の指導力等の向上を図っていくことが課題であると認識しております。 また、児童生徒の端末活用が進むなか、情報モラルや情報リテラシーをより深く理解し、自律的な判断ができるスキルの育成も必要であると考えております。」と答弁しました。 12 ページを御覧ください。 次に、「質問項目の（２）教育における ICT 活用の今後について」に関する質問のうち、「ア　教育におけるＩＣＴ活用を今後どのように教育の質の向上につなげていくのか」については、右側答弁文章の２をご覧ください。 「今年度は、端末の更新とともに、GIGA スクール第２期のスタートとして、「まずは使ってみる」から始まった第１期から、「効果的な活用」をさらに深めていく重要な段階にあると認識しております。 本市では、これまでも ICT は学校教育の質を高める有効な手段と捉え、児童生徒の発達段階や授業の目標、学習内容・学習方法を鑑みて、適切な運用に努めてきたところであり、今後もこの姿勢を大切にして、児童生徒にとって適した活用となるよう努めてまいります。 また、GIGA スクール推進室の指導主事の学校訪問を継続すると共に、ICT の活用に係る各種研修会や校内研修のより一層の充実を図るなど、伴走的な支援に努め、教員の ICT 機器の活用を含めた指導力を高め、本市の学校教育の向上につなげてまいります。」と答弁しました。 次に、「質問項目のイ　生成 AI の活用について、教職員の校務・授業への活用、さらには児童生徒の学習活動における活用について、どのように進めていくのか」については、右側の答弁文章の５をご覧ください。 「次に、生成 AI の活用についてでありますが、教職員については、これまでに蓄積してきた好事例を各校が参考にして実務や授業準備に活かすことで校務等の効率化を図り、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保してまいります。13 ページを御覧ください。 また、児童生徒については、生成 AI は安易な利用による教育的な効果を阻害する側面もあること

	から、引き続き情報リテラシー教育の充実を図るとともに、単に解答を得るための活用ではなく、思考を深め、創造性を育むための道具としての活用となるよう、努めてまいります。 なお、ICT に係る技術は日々急速に進展していることから、これに伴う社会変化や国の動向等を注視しながら、令和７年９月に策定した「焼津市立学校における生成 AI 利活用基本方針」につきましても必要に応じて随時見直しを図り、常に最適な運用の在り方を追求してまいりたいと考えております。」と答弁しました。 以上、教育委員会に関連する教育長答弁を御報告させていただきました。よろしくお願いします。
羽田教育長	説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	（質疑なし）
羽田教育長	次に、報告事項の４番、「焼津市教育委員会事業評価報告書作成日程等について」、教育政策課長より説明をお願いします。
長谷川教育政策課長	資料は、報告事項（当日配布資料）の 14 ページをお願いいたします。 事業評価報告書につきましては、平成 19 年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されて以降、平成 21 年度から毎年作成しているところであります。 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条第１項において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と定められております。 さらに、同条第２項において「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」とされていることから、有識者で組織する「焼津市教育委員会 事業評価委員会」を設置することとしています。 評価対象につきましては、令和７年度事業を対象として評価を行います。 15 ページをお願いします。評価を行うに当たって、学校、社会教育、PTA の３分野から委員の推薦をお願いしたところ、校長会から大井川西小学校の武藤裕子校長、社会教育委員会からは飯塚善久委員長、PTA 連絡協議会からは柴原圭子家庭教育委員長、の推薦をいただきましたので、この

	３人に委員を委嘱させていただきます。 16 ページをお願いします。日程についてです。 ６月、７月は評価委員会を開催するための内部の事務処理を行います。そして、７月下旬から８月下旬にかけ、事業評価委員会を２回開催し、委員からの御意見を反映させた報告書（案）を作成します。この報告書（案）を９月 28 日開催予定の定例教育委員会で御審議いただき、修正を加えた上で、最終の報告書を取りまとめまして、11 月市議会定例会に提出するとともに、ホームページで公開したいと考えております。 説明は、以上です。
安藤教育政策課総務担当主幹	資料の訂正お願いします。 15 ページになりますが、事業評価委員会の名簿の焼津市校長会の職名ですが、武藤校長が、理事ではなくて校長会を代表しての推薦があったということで、理事という言葉を取り消しさせていただきたいと思います。
羽田教育長	説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	（質疑なし）
羽田教育長	次に、議案に移ります。 議第６号、「令和８年度焼津市学校夏季休業期間昼食費支援金支給要綱の制定について」、引き続き教育政策課長より説明をお願いします。
長谷川教育政策課長	資料は、議案当日配布資料の１ページをお願いします。 提案理由は、物価高騰が続く中で、家計への影響を受ける家庭の経済的負担を軽減するため、経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校給食が提供されない夏季休業期間における昼食費について、支援金を支給するための要綱を定めるものです。 学校給食が提供されない夏季休業期間における昼食費の支援の実績につきましては、令和３年度から５年度まで、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、また、令和６年度からは、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源に実施しており、今年度も同交付金を財源に実施してまいります。 ２ページをお願いします。 支給要綱ですが、第１条では趣旨を、第２条で対象者を定めております。 支援金の支給対象者は、就学援助費の支給認定を受けている者としてい

	ます。ただし、生活保護の措置を受けている者については、生活保護制度において、学校休業中の昼食費は生活扶助の一部として含まれており、夏季休業期間の昼食費支援金は収入認定の対象となるため、支給の対象から除いています。 対象者の捕捉時点は、令和８年７月から同年９月までのいずれかの月の初日時点の認定者に速やかに支給することとしております。支給金額は、児童生徒一人当たり２万円です。 第４条では、事務処理及び保護者の負担軽減に配慮し、就学援助認定者については、支給の申請をしたものとみなすこととしております。 支援金については、市内全ての小中学校において、令和８年７月１日の認定者には７月 23 日、８月１日時点の認定者には、８月 27 日、９月１日時点の認定者には９月 24 日に支給する予定であります。 なお、支援金の支給については、市が、児童生徒の就学する学校に支払い、同日に、学校から支給対象者に支給します。 支給対象者につきましては、６月１日時点の認定者で、小学校 411 人、中学校 315 人、合計 726 人を見込んでおります。 以上で、議第６号「令和８年度焼津市学校夏季休業期間昼食費支援金支給要綱の制定について」の説明とさせていただきます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
羽田教育長	説明が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	（質疑なし）
羽田教育長	それでは、お諮りします。 議第６号、「令和８年度焼津市学校夏季休業期間昼食費支援金支給要綱の制定について」、承認することとしてよろしいでしょうか。
教育委員全員	（異議なし）
羽田教育長	それでは、承認といたします。 以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。 全体を通しまして、何かありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。

	それでは、次回の開催予定であります。 ７月 15 日（水）午後２時から、場所は大井川庁舎にあります教育センター２階大会議室となりますが、定例教育委員会の前に、同じ日の午後１時 15 分から、学校給食センターにおいて、学校給食の試食を実施させていただきます。 従いまして、７月 15 日（水）につきましては、午後１時 15 分までに、学校給食センターにお越しいただきますようお願いいたします。 以上をもちまして、６月定例教育委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。 【午後４時 20 分閉会】